

障害者の多様なニーズに対応した

委託訓練事業 のご案内



知識・技能習得訓練コース

1

実践能力習得訓練コース

2

特別支援学校
早期訓練コース

3

在職者訓練コース

4



青森県立青森高等技術専門校について

青森高等技術専門校は、厚生労働省所管の職業能力開発促進法に基づき、青森県が設置した公共職業能力開発施設で若年者や離職者などを対象に、就職に必要な専門的知識・技能・技術を習得して、即戦力となる人材を養成しています。

業務概要



1. 施設内訓練

電気設備施工科

(訓練期間2年 定員20名)

電気工事及び関連工事における施工、保守、設計及び施工管理の基礎を学び、電気工事の基礎となる技能・技術を広く習得し、「現場力」を伸ばすことを目標としています。

土木施工管理・測量科

(訓練期間2年 定員20名)

土木施工における測量・設計及び工事全般の施工管理技術に必要な高度で実践的な知識・技能を学びます。また、技術革新への適応性も養い、土木工事の現場で即戦力となる現場監督や測量技術者の養成を目指しています。

2. 生涯職業能力開発推進業務

離転職者等に対する 職業能力開発の支援

求職者のみなさまの再就職を支援するために「離職者等再就職訓練事業」として、専修学校、各種学校等の民間教育施設に職業訓練を委託して「公共職業訓練（ハロートレーニング）」を実施しており、多様なコース種別があります。

1. 「デュアルシステムコース」
2. 「e-ラーニングコース」
3. 「知識等習得コース」
4. 「長期高度人材育成コース」

障害者の多様なニーズに 対応した委託訓練事業

障がいのある方の就職を実現するため、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等の訓練委託先を活用して、身近な地域での職業能力の開発・向上を目指し、多様な職業訓練を実施しています。

1. 「知識・技能習得訓練コース」
2. 「実践能力習得訓練コース」
3. 「特別支援学校早期訓練コース」
4. 「在職者訓練コース」

障がいのある方への就職支援 知識・技能習得訓練コース 「OA事務科」



障がいのある方が座学や実技による集合訓練を行い、就労に必要な知識や技能を身につけるための訓練コースです。訓練実施に当たっては、障がい者に対する支援実績のある民間教育訓練機関、社会福祉法人、NPO 法人等に訓練を委託して行います。

ここがポイント！

- ★ビジネスアプリケーションの基本操作を身につけることができます！
- ★ビジネスマナーなどの職業能力の向上に取り組みます！
- ★Word 技能検定3級、Excel 技能検定3級の資格取得を目指します！

【令和7年度の訓練内容】

学 科

- ・職業能力講座 20時間
(ビジネスマナーの基礎等)
- ・IT概論 6時間

実 技

- ・ワープロソフト実習 70時間
- ・表計算ソフト実習 70時間
- ・プレゼンテーションソフト実習 25時間
- ・インターネット活用 6時間
- ・グループウェア実習 3時間

目 標

サーティファイソフトウェア活用能力認定委員会のWord・Excel3級取得
※2級・1級の受験も可能です。

【令和8年度募集定員 7名】

1 受講の対象となる方

お住まいの地域を管轄する公共職業安定所に求職登録を行っている障害者手帳をお持ちの方で、公共職業安定所の「受講あっせん」を受けた方。

2 訓練期間

原則2ヶ月、総訓練時間200時間程度です。

3 受講料

受講料は無料です。ただし、教材費や資格取得料、駐車場利用料、交通費や保険料等は自己負担となります。※訓練期間中の事故対応策として『職業訓練生総合保険』への加入を推奨しています。

4 受講手続き

お住まいの地域を管轄する公共職業安定所の障害者担当窓口で職業相談を行い、求職登録をしてください。公共職業安定所に「受講申込書」等を提出することで、申込みとなります。※障害者手帳の写しが必要です。（精神障がいの方は「精神障害者保健福祉手帳（写し）および「主治医の意見書」（写し）が必要です。）



受講者の声

バリアフリー施設で
安心して通えました。

タイピングから指導していただき
初心者でも受講できました。

資格が取得できて、就職する
際の強みになりました！

障がい者雇用をお考えの事業主のみなさまへ 実践能力習得訓練コース 「訓練受託事業所の募集」



障がいのある方を訓練受講生として一定期間受け入れていただき、実際の作業実習のなかで就労に必要な知識や技能を身につけて就職を目指していただく訓練コースです。

受け入れを行っていただいた事業主の方には、訓練受講生の人数、訓練期間に応じて委託費をお支払いします。

ここがポイント！

- ★雇用扱いにはなりませんので訓練中は賃金の支払いは生じません。
- ★労働災害補償保険には青森県が加入いたします。
- ★確実な雇用のためのミスマッチ防止や定着率の向上が期待できます。

【過去3年の委託先事業所】

令和5年度
(株) ヤマモト食品
(社福) 浪岡あすなろ会
(社福) 平元会
令和6年度
紅屋商事(株)
(有) ODAGIRI (ローソン)
(社福) ゆきわり会
(株) マルハニチロ北日本
令和7年度
(株) エイジ・リードカンパニー
げんねんワークサポート(株)
(株) 青森みちのく銀行
(株) エイジ・リードカンパニー
(株) エイジ・リードカンパニー

【令和8年度募集定員 6名(標準期間2か月)】

1 訓練期間

標準の訓練期間は2か月（1か月あたり標準100時間）ですが、1か月、3か月での実施も可能です。

2 委託料

訓練を実施した事業主の方には、必要に応じた委託費として月額64,000円を上限としてお支払いします。また、委託先事業所が中小企業である場合は、月額96,000円を上限としてお支払いします。

3 訓練内容

訓練修了後の仕上がり像を想定して、訓練目標やカリキュラムを事業所と障害者委託訓練の担当者と打合せを行い作成します。

訓練期間中は、事業所の担当者の方に訓練受講者を指導していただきます。

4 受託手続き

下記お問い合わせ先にご連絡ください。担当者から、詳細をご説明させていただきます。

※訓練の受託が出来ない場合もあります。



実施事業所さまの声

雇用する前に、この訓練で受講生の適性や能力、障がいの特性をじっくり把握することができました。支援機関の連携サポートもあり安心です。今では当事業所になくてはならない存在となっています。

職業訓練を受講して就職を目指しましょう！ 実践能力習得訓練コース 「受講希望者募集」



障がいのある方が、企業や事業所内において作業を行い、就労に必要な知識や技能を身につけて就職を目指す訓練コースです。訓練実施に当たっては、支援機関と連携をして、受講を希望するみなさんと相談しながら訓練を進めていきます。

ここがポイント！

- ★希望する仕事の実務能力を効果的に身につけることができます！
- ★就職する前に仕事の内容や職場の環境を把握することができます！
- ★自分の職業適性が把握できます！

【過去3年の訓練実績】

令和5年度(就職率 100%)
加工食品製造科
介護施設業務補助科
介護施設清掃作業科
令和6年度(就職率 75%)
精肉加工スタッフ科
コンビニクルー科
障がい者支援施設清掃補助科
水産加工品製造科
令和7年度(就職率 3/31 現在 80%)
ベジフルスタッフ科
オフィスサポート科
オフィスサポート科2
ベジフルスタッフ科2
ベジフルスタッフ科3 (未確定)

受講生の感想

訓練を通して実際の業務作業を体験できたことで、入社後、スムーズに仕事ことができました。



【令和8年度募集定員 6名(標準期間2か月)】

1 受講の対象となる方

お住まいの地域を管轄する公共職業安定所に求職登録を行っている障害者手帳をお持ちの方で、公共職業安定所長の「受講あっせん」を受けた方。

2 訓練期間

標準の訓練期間は2か月（1か月あたり標準 100時間）ですが、1か月、3か月での実施も可能です。

3 受講料

無料です。

ただし、保険料等は自己負担となります。

※訓練期間中のケガ・賠償事故の対応として『職業訓練生総合保険』に加入していただきます。（受講者負担）

4 訓練内容

各事業所において実際の業務に即した訓練カリキュラムを作成。実践訓練を通して、技術やコミュニケーション能力の向上を目指します。

5 受講手続き

お住まいの地域を管轄する公共職業安定所の障害者担当窓口で職業相談を行い、求職登録をしてください。公共職業安定所に「受講申込書」等を提出することで、申し込みとなります。

※障害者手帳の写しが必要です。（精神障がいの方は、「精神障害者保健福祉手帳」（写し）および「主治医の意見書」（写し）が必要です）

職業訓練を受講して就職を目指しましょう！ 特別支援学校早期訓練コース 「受講希望者募集」



特別支援学校高等部等に在籍する生徒のみなさんの就職に向けた職業能力の開発・向上を目的として、実際の職場に職業訓練を委託して実施する訓練コースです。訓練実施に当たっては、支援機関と連携をして、学校や受講を希望するみなさんと相談をしながら進めていきます。

ここがポイント！

- ★希望する仕事の実務能力を効果的に身につけることができます！
- ★就職する前に仕事の内容や職場の環境を把握することができます！
- ★自分の職業適性が把握できます！

【これまでの実施例】

ホタテ加工作業補助科
ホテル業務補助科
清掃業務科
施設清掃業務科
加工食品製造科
食品製造科
配送品管理業務科

生徒のみなさんを
全力でサポートします！



【令和8年度募集定員 1名】

1 受講の対象となる方

特別支援学校高等部等に在籍する生徒で、10月時点で就職先が内定しておらず、当該年度末3月に卒業予定の就職希望者です。

2 訓練期間

原則1ヶ月以内、100時間が標準（下限60時間）です。

3 受講料

無料です。

ただし、保険料等は自己負担となります。

※訓練期間中のケガ・賠償事故の対応として『職業訓練生総合保険』に加入していただきます。（受講者負担）

4 訓練内容

在籍する学校と相談の上、各事業所の実際の業務に即したカリキュラムを作成し、訓練受講者の技術やコミュニケーション能力の向上を目指します。

5 受講手続き

お住まいの地域を管轄する公共職業安定所の障害者担当窓口で職業相談を行います。

公共職業安定所に「受講申込書」等を提出することで、申し込みとなります。

※障害者手帳の写しが必要です。（精神障がいの方は、「精神障害者保健福祉手帳」（写し）および「主治医の意見書」（写し）が必要です）

在職者訓練コース 「受講希望者募集」



在職中の障がい者の方に対して、継続して就労するために必要な知識・技能を付与することを目的とした訓練コースです。訓練実施に当たっては、障がい者に対する支援実績のある民間の教育訓練機関、社会福祉法人、NPO法人等に訓練を委託して行います。

ここがポイント！

- ★設備の整った環境で受講できますので、パソコンをお持ちでない方も安心して受講することができます！
- ★業務に役立てられる資料の作り方を身につけることができます！

【令和7年度の実績】

在職者のための
OAスキルアップ講座
〈平日コース〉(青森市)
※実施

在職者のための
OAスキルアップ講座
〈土曜日コース〉(八戸市)
※応募者過少につき中止

受講生の感想

就職してから、スキルアップをする機会がなかったので助かりました。書類の作成に自信が持てるようになりました！



【令和8年度募集定員 6名】

1 受講の対象となる方

訓練受講申し込み時点で在職をしている障がい者の方で、勤務先の承認が得られ、雇用の継続が見込まれる方。

更なるスキルアップを目指して8割以上の受講ができる方が対象です。

2 訓練期間

原則 40 時間（1 日平均 3 時間程度、週 1～2 回）です。

3 受講料

無料です。

ただし、教材費や資格取得料、駐車場利用料、交通費や保険料等は自己負担となります。

※訓練期間中の事故対応策として『職業訓練生総合保険』への加入を推奨しています。

4 訓練内容

就労に必要な、ワープロソフト、表計算ソフト、プレゼンテーションソフト、インターネット等の基本・応用操作および関連知識を習得します。

5 受講手続き

青森高等技術専門校に「受講申込書」を提出することで、この訓練コースの申込となります。

※障害者手帳の写しが必要です。

お問い合わせ先

■訓練に関する問い合わせ

施設名	郵便番号	住所	電話	FAX
青森県立青森高等技術専門学校	〒030-0122	青森市野尻字今田 43-1	017-738-5727	017-738-5004

「知識・技能習得訓練コース」および「実践能力習得訓練コース」：青森・むつ地区を担当

「特別支援学校早期訓練コース」および「在職者訓練コース」：県全体を青森地区が担当

■事業に関する問い合わせ

担当	郵便番号	住所	電話	FAX
産業イノベーション推進課 職業能力開発グループ	〒030-8570	青森市長島 1-1-1	017-734-9415	017-734-8115

